

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例

令和6年9月18日条例第3号

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例をここに公布する。

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「任命権者」とは、法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。

(1週間の勤務時間)

第3条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について36時間45分以内とする。

2 前項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする会計年度任用職員の勤務時間は、管理者が別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割り振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、1週間当たりの勤務時間に応じ、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、会計年度任用職員に前条第1項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割り振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等について

は、規則で定める。

(休憩時間)

第6条 任命権者は、会計年度任用職員の1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも45分の休憩時間を置かなければならない。

2 任命権者は、前項の休憩時間を正午から午後1時までの間に一斉に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合においては、この限りでない。

(時間外勤務)

第7条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、会計年度任用職員に対し、第3条から第5条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において勤務することを命ずることができる。

(時間外勤務代休時間)

第8条 任命権者は、沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和6年沖縄県北部医療組合条例第〇号)第2条の規定により時間外勤務手当の額に相当する額を支給すべき会計年度任用職員に対して規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の額に相当する額の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある勤務日等(次条に規定する休日及び第10条に規定する代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された会計年度任用職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日)

第9条 会計年度任用職員は、休日には特に勤務することを命ぜられない限り、正規の勤務時間中においても勤務することを要しない。

2 前項の休日とは、次に掲げる日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(3) 6月23日(沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例第42号)第2条に規定する慰霊の日)

(休日の代休日)

第10条 任命権者は、前条に規定する休日である第4条及び第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日として、当該休日後の勤務日等（第8条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第11条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、規則で定める。

(休暇の種類)

第12条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数（時間を含む。以下同じ。）は、一の年度において、会計年度任用職員の勤務時間等を考慮して規則で定める日数とする。

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時期に与えなければならない。ただし、請求された時期に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時期にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第14条 病気休暇は、会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務をしないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、規則でその期間等を定める。

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、規則で定める特別休暇については、規則でその期間を定める。

(介護休暇)

第16条 会計年度任用職員が要介護状態にある対象家族の介護をするため、休暇を請求した場合は、介護休暇を与えることができる。

(介護時間)

第17条 会計年度任用職員が要介護状態にある対象家族の介護をするため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことにつき休暇を請求した場合は、介護時間を与えることができる。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認等)

第18条 病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間については、規則で定めるところにより、任命権者の承認又は許可を受けなければならない。

(規則への委任)

第19条 この条例に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。